

帝銀事件目撃証言に関する心理学実験について

メタデータ	言語: ja 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2023-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原, 聰 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000183

イベントの記録

帝銀事件発生75年講演会「帝銀事件第二十次再審請求の進捗状況について」 講演「帝銀事件目撃証言に関する心理学実験について」

原 聰
駿河台大学名誉教授

はじめに

帝銀事件目撃証言に関する心理学実験についてということで、第二十次再審請求の中で、私ども、当時の肩書でいます日本大学の巖島行雄先生、北海道大学の仲真紀子先生と私の三人で鑑定意見書を作成しました。私が一応代表ということで、今日はその意見書の内容をごくごく簡単ではありますが紹介させていただきます。

いま山田館長の話からもありましたが、凶器の毒物という問題が非常に大きいのですが、捜査の時系列からいきますと、毒物関係の捜査がなかなかうまくいかなかったということがあって、そのあと捜査側がどうするかというと、事件発生当初からあった目撃証言を頼りにしながら犯人を捜していくという、この方向しか残っていなかったのですね。それでたどり着いたのが平沢さんということになるわけです。私たちは本件の目撃証言というものが心理学的に考えたときに、どのような問題があるかということを検討しましたので、今日紹介します。

今日は次の流れでお話いたします。まず一つ目は目撃証言の危険性ということで、心理学の中で目撃証言というのはどのように考えられているのかということについてお話いたします。二つ目はどのような問題が帝銀事件における目撃証言にあるのかということ洗い出したいと考えています。主に捜査過程における問題についてお話いたします。三つ目は鑑定書の中心部分を成しますが、実験的な検証ということで私たちは心理学的実験を行いました。その実験の内容をご紹介します。最後に実験の結果に基づいた鑑定書の結論をお話します。

1. 目撃証言の危険性

(1) 目撃証言の危険性とは

刑事裁判においてはしばしば目撃証言というものが証拠として用いられます。この目撃証言というのは事件の解決にとって非常に有用な証拠に成り得るものだと考えられます。日本の裁判ではあまりないかもしれませんが、公判廷において目撃者が証言している際に、検察官や裁判官が「あなたが事件現場で見た人はこの法廷にいますか？」と問いかけ、それで「はい」と答える。「じゃあ、その人を指さしてくれますか」と問われる。そこで目撃証人が被告人を指さす、これは外国の映画っぽいところがありますが、公判廷において目撃者が証言の中でこの人ですと識別するということになる、これはそうとう強いといえますか…強力な証拠になってしまうということがあるようです。ちょっと余談ですが、私の住んでいる家の近くで去年のクリスマスに3人殺されるという事件があり、犯人もその近くで捕まったのですが、この時はなかったのですがこういう場合、目撃者を探すということは警察ではよくやることですね。事件解決にとって目撃証言というのはとても重要だということはお分かりかと思います。

それでは目撃証言は、大丈夫なのか。目撃証言は、これからもずっとお話をしますが、人間の記憶という問題なんですね。その意味で常に見た人物といえますか、事柄でもよいのですが、それを正しく記憶をしていて、それでその人物を言い当てられるということには実はなかなかならないんですね。

これは (p.1644 枚目) 目撃証言は非常に危険だということを表す一つの事例としてみなさんにご紹介したいと思います。この「イノセンス・プロジェクト」というのは当初アメリカで二人の弁護士によってスタートしました。今は世界的に広がり、日本でもつい数年前に立命館大学に「イノセンス・プロジェクト」が設立されました。この「イノセンス・プロジェクト」というのは、犯人だと疑われ逮捕され、起訴され、裁判を受けて有罪判決を受け、収監されている人たちがいる。しかしこの人たちの中には「自分は絶対に犯行をやっていない」と訴える人がいるんですね。その時に「やっていない」と訴えるから、では再審という形でもう一度裁判を開く、というのはなかなか認められないことなんです。ただし「イノセンス・プロジェクト」では、ある事件で有罪判決を受けたときに DNA 鑑定という手法がまだ確立されておらず、DNA 鑑定がその後確立されたということがありまして、事件自体に DNA 鑑定が可能な試料 = 「ブツ」が残っている事件については、DNA 鑑定をやって欲しい、こういう動きを裁判所にするという、そういう活動だったわけです。これも簡単にはなかなか認めてくれないわけですが、中でも認められたケースがいくつか出てきました。それで分かったことは、DNA 鑑定をやってみたところ、次から次へと犯人ではあり得ない、つまり犯人のものと思われる「ブツ」

が残っている場合、DNA 鑑定をやってみたときに次から次へと犯人と収監されている人との DNA の型が違ってしまうということが起きてきたんですね。それでアメリカでは即刻釈放されるということが起きてきました。これは 1989（平成元）年ぐらいからスタートしています。そして今年 2023（令和 5）年 2 月 21 日までに、これは今回の講演会の原稿を書いている際に HP を閲覧したのですが、375 人の人が犯人ではあり得ないということで、即刻釈放されているという数になっています。この人数をどうみるかというのはなかなか難しいですけども、ここ（p.164-4 枚目）にも書いていますが、事件において試料が残されているというのが問題で、残されていないケースもたくさんあります。DNA 鑑定が実施できる物的証拠が残されているケースは 3% から 5% だという見積もりもあります。そうすると後の 97% は物的証拠がないとなりますから、これを勘案すると、これは無謀な推測ですが、データとしては 375 人とされていますが実際には 6,000 人程度が無実の罪で服役していると推測されます。これは単なる推測ですが、それが成り立つぐらいに実は誤起訴、誤判が非常に多いということを表しています。なおかつ本日の話題でいきますと、この無罪であるということがはっきりして釈放された人の裁判の 70% において目撃証言が非常に有力な証拠としてあったことが問題なのです。ここが目撃証言の非常に危険なところです。犯人ではあり得ない人物を犯人であると証言するケースがこの中の 7 割あるということをぜひ頭の中に留めておいていただきたいです。目撃証言は確かなわけではなく、非常に危ない証拠であるということがこの事例だけでも分かるかと思えます。

(2) 「イノセンス・プロジェクト」の事実が示すことは何か

（p.164-5 枚目）裁判において目撃証言は被告人の有罪・無罪を決定する重要な証拠であると考えられていますが、極めて脆い証拠であり、目撃証言は汚染されやすく、にわかに信用できる証拠として取り扱うわけにはいかないのではないかと。なぜかという、一つは、人間の記憶に基づいているということで、人間の記憶は正しい面もありますが、非常に汚染されやすく変わってしまう、変遷してしまうという特徴もある。もう一つは、これは我々心理学者も非常に興味を持っていて課題になっているところですが、実は目撃証言の取り出し方、これは多くの場合警察官による事情聴取という形で行われることが多いのですが、この事情聴取、あるいは写真を見せて「こいつか」といったことを目撃者に対してやったりしますよね。こういう写真を見せて、実物を見せるということもあるかもしれませんが、これを人物の識別手続きといいますが、この手続きの中に非常に大きな問題が含まれているのではないかと考えられています。人間の記憶に基づいていますので、心理学においては人物の識別手続きにおいてどのような条件で見たのかということが非常に大きな問題となります。例えば暗い中で見たのか、昼間見たのかということもありますし、それは知っている人なのかそうではないのか、距離も問題です

し、どの角度から見たのか、どのぐらいの時間で見たのかも問題です。そういうことは人間の記憶、見たものを覚えているということに関してとても大きな影響を及ぼすわけです。これはとても大事なことで、警察官も現場検証として、人を立たせて、どこからどう見たのかということをして事後的にやっています。あれはそういう条件を明確にするために一応やっているわけですが、まあ…無駄だとは言いませんが、あれは事後的にやってるわけですから、見た当時のものをそのまま再現するということはまずできないですね。いくら頑張っても精度を高くしても、後から「こうだったと思います」ということでやっているわけで、事後的に捜査の段階できちりと目撃の場面を再現するということはほとんど不可能だと思います。

また、汚染されるもう一つの原因として対人的なコミュニケーションに基づいていることもありますが、これによる記憶の汚染は捜査側が気を付けたらいくらでも工夫して防ぐことができるんですね。どんなふうになんか写真を使うとかですかね。どんな順序で出すとか、目撃者にどんな聞き方で選んでもらうとか。こういうことは捜査を行う側が、警察が主ですが、やり方を工夫すればいくらでも歪まない形で記憶を取り出す工夫が可能なんですね。こういうことがあるので、心理学はこの点で大きく貢献することができるのではないかと考えているところなんですね。そこで、心理学者の中から実はこんなことが大事なんだと勧告が出てきています。

(3) 心理学からの勧告

(p.164-6 枚目) 勧告はここにありますが、日本はほとんど進んでいないのですが、モデルになっているのはイギリスが最初ですね。1980年代にすでに内務省が実務規範（ガイドライン）という形で提案しています。アメリカも1998（平成10）年、2020（令和2）年、アメリカ心理学会が勧告しています。我が国では2005年に私や、先ほど紹介した共同鑑定者なども中心になり「目撃供述・識別手続に関するガイドライン」を、法と心理学会というところから出しています。この主な内容を次に紹介します。一般論で申し訳ないのですが、実はこういった手続が帝銀事件の目撃者の供述や平沢さんが逮捕されるきっかけとなった識別において、全くこういった手続がとられていないということをお伝えしたいんですね。こういう手続が帝銀事件においては全く踏まれていないという示すために今お話しています。これは先に示したイギリス、アメリカ、日本のいずれの勧告においても共通している事項です。ガイドラインにおいて共通した事柄として言えることの一つは「^{にじゅうもうけんほう}二重盲検法」による実施。これは新薬の効能を調べる際によく採られる方法です。例えば「これは最近開発された動悸に効く薬です」と渡すのですが、実は効果のある薬物が全く入ってなくても症状が改善されるという「プラシーボ」という効果、これは昔から知られていることです。これを人物の識別に導入するというやり方です。これが「二重盲検法」。すなわち捜査を担当する捜査官から独立した捜査官に

より識別を実施するというものです。これはイギリスではっきりしたことですが、捜査を担当する取調官が写真を取り出して「(犯人を) この中から選べ」とやると、取調官が一生懸命目撃者を見ているよね。写真の並べ方とかそういうのもいろいろあって、心理学はそういう細かいことが結構うるさいんですけどね。まあ、2×3で6枚ぐらい見せたとしましょう。目撃者が4番目の写真で「うーん？」とか迷っていると、すかさず取調官が「4番の人ですか」と声をかけるわけです。これ何をしているかという、取調官がこの中に犯人かどうか分かりませんが、被疑者がいると分かっていたら、それが例えば4番の写真がそうだとしたときに、その写真についての情報をうっかりなのか意図的にかは分かりませんが、渡してしまうということがあるんですね。それを手がかりにして目撃者は「4番だと思います」というようなことは、実はイギリスでもかなり行われていた。イギリスだけではなくアメリカの捜査でもありますし、心理学の実験でも同じですが、こうした介入を行うと結構これが効く。被疑者以外の写真や人物についてはスルーして、目撃者が目撃した人物を選べないときはもう一度やりましょうという形で反復してしまう。取調官が無意識的、無自覚的に目撃者の行動に影響するのです。だから「二重盲検法」をやりましょうという提案です。

2点目は識別前の教示。これは選ぶ前に「これからお見せする人物の中には目撃した人物がいるかもしれませんし、いないかもしれません」と取調官が目撃者に伝える。また「選べなくても大丈夫です。この中から選ぶことができないことも重要な証拠ですから」と。これをお話するというのが2点目の勧告です。これもとても大事なことで、警察などで取調官が写真を何枚か見せると、どうしてもこの中に犯人がいるんじゃないかと目撃者は思ってしまい、どれかを選ばなくてはいけないという強い圧力がかかってしまう。ですからどれかを選んでしまうということが起きる。しかしその写真の中に犯人がいるかどうかは本当に分からないんです。でもどれかを目撃者が選んでしまうと、その人が有力な被疑者になってしまうこともあるということです。ですから識別前の教示を行うということは、目撃者に対してどうしても選択しなければならぬという圧力を低下させるという利点があるのです。

3点目は、こんなことは当たり前と思われるかもしれませんが、被疑者に類似した人物を選んで、写真帳などを作成することです。このとき、写真の背景や人物の大きさなどの物理的特性の統一も当然のことです。こんなこと捜査では当たり前に行っていると思いませんか？見せる写真の中で一枚だけ顔がとて大きいとか、とて小さいとか、どちらでもいいですが。被疑者の写真だけ他の写真と違う特徴をもっていれば、当然それに気が付くと思いますよね。一人だけ全身像で、後の人間がみんな顔のみという写真を見せられた時に、一枚違うなとすぐ気が付くわけですよね。意識的に気が付かなくとも、なんかおかしいなということは気が付くわけです。その時に目撃者は「なんでこの写真だけこんなに気になるんだろう」となるわけです。それで、なんで気になるんだろうと考えたときに「そうだ、今私が聞かれているのは、あの時

見た犯人はどれかということ聞かれている」と自分の今ある文脈の中に、なぜ気になるのかを入れ込んで考えるんです。「自分がこんなに気になるのは、あの時見た犯人だからだ。だから気になるんだ」と思いがちになってしまう。アメリカでよくあったのは、今はもうほとんどないと思いますが、犯人が黒人だとしたときに白人の写真を5枚並べて、黒人の写真を1枚だけにしてこの中から選りなさいとされたときに、その黒人を選ぶということですね。そういうことがないようにしてくださいというのが勧告の3点目です。簡単なようですが、実は日本ではこれもなかなか守られていない。捜査で使われている写真は本当に日本では^{さんさん}燦々たる状況です。

4点目はラインナップを用いるということです。一人の被疑者に対して、無実であることが明らかになっている数名の人物の中から目撃したと思う人物を選択させるというやり方をとってくださいということです。単独面通しの排除、つまり一枚だけ写真を用意してこの人だ！ということをやらないでくださいということです。先ほどお話をしたように2×3の6枚の写真と言ったのは、被疑者が1枚で、あとの5名の人物は全部無実であることが明白な写真を使うというやり方です。人数はまちまちですが、何人ぐらいの人物を使えばいいのかということについては「まぐれ当たり」をできるだけ少なくするというです。その人数はイタリアでは現在3名ということなんです、イギリスは8名かな、アメリカの多くの州は6名ということです。結局似たような人物を集めるのが大変なので、捜査実務との兼ね合いでそうなっているということです。いずれにせよイタリアは3人ということで1/3の確率で被疑者が当たるということです。多ければいいのですが、多くすると実務が大変ですね、実際それだけの人数を集めるのが。この辺の兼ね合いで決まりますが、大事なのは、単独の面通しといわれている1枚だけ見せて識別させるのは避けましょうということです。これは非常に誘導性が高く、あるいは目撃者が迎合して「そうです」と言ってしまう傾向が非常に高いからということです。もう一つは反復して行わないということです。繰り返さないということです。同一人物についてまたもう一度写真を見せたり、実物を見せたりしないということです。これが大事なことです。

5点目は全過程のビデオ記録化です。事後検証を可能にするということで勧告していますが、日本の司法ではなかなか認められていないことです。

2. 帝銀事件における目撃証言の問題

(1) 目撃者の特徴

帝銀事件の目撃者はパワーポイント資料(p.165-1枚目)にあるように人数が非常に多いです。帝国銀行椎名町支店、ここが事件現場ですが、ここでは外にいた巡査1名と毒を飲まされたが

4名の方は生き残ったわけですね。その方を含めて5名。安田銀行荏原支店、これは前年1947(昭和22)年の10月14日に類似事件があったということで21名。もう一つ類似事件があったのですが、1948年1月19日、帝銀事件の一週間前にあった同じような事件。赤痢が近くで発生したので消毒しますとやってきた事件ということで、これらは同一犯の犯行であると断定して、帝銀事件以外の事件の目撃者全員が同じ犯人を見たということにして、みんな目撃者となったということです。果たして同一人物だったのかということは、私には分かりません。それから、帝銀事件で盗まれた小切手を現金化した安田銀行板橋支店の目撃者が4名。一つの特徴として、銀行関係の目撃者が多いということです。銀行関係が46名、その他が2名、全部で48名になる。この人たち全員が平沢さんを犯人だと証言しているわけではないんですが、多くの方が、初期の頃はちょっと分からないのですが、平沢さんが逮捕されて2週間か20日間ぐらい経ってから、平沢さんが犯人によく似ていると検察官の前で話しています。この点は後でまたお話しします。

特徴の2点目は、目撃の時点から平沢さんを識別するまでに非常に時間がかかっているんです。8か月から10か月ぐらい経過している。平沢さんが8月21日に逮捕されていますが、事件は1月26日、前年度に起きているので、目撃から識別までに長い時間が経過しているという特徴があります。

3点目の特徴は、事件直後から大量の写真を目撃者は見せられて犯人捜しを行っていたということで、直後から8万枚もの写真を見せられたと言われていますが、まあ10枚以下という人もいたと思いますが、大量に「こいつか、こいつか」と写真を見せて犯人に似ているかどうか言わされている。自主的かは分かりませんが、アメ横あたりを歩いて犯人がいないか探し回ったという目撃者もいたと聞いています。ここで何が言いたいかというと、事後的に大量に写真を見せられているということは記憶が汚染された可能性が非常に強いということです。

4点目と5点目は逮捕後ですが、平沢さんが小樽で逮捕され上野に移送された直後に面通しをどうもやったらしい。その後で平沢さん一人だけをまた面通しさせて「こいつか」と目撃者に聞く。単独面通しの反復を平沢さんにやっているということです。

それから6点目は、検察官が取調を行っているその部屋に目撃者を2～3名の数名単位で入室させ、平沢さんを見せて「どうだ、犯人と似てるか」と聞く。数名単位というのは、目撃者がたくさんいるので、銀行単位で入れて、取調室の中で平沢さんを見せて「どうか」と聞く。こういう手続きを行っている。ちょっと今では考えられない、というのは、これも一つのテーマですが、他者の判断を聞く、知るとというのが自分の判断に非常に影響してしまうということです。

7点目は、目撃者同士で情報交換を行っていた。これは供述にも残っていますが、帝銀事件は新聞報道などでも相当話題になっていました。それを見て、目撃者同士は同一銀行支店内ですから、犯人は誰かという話を行っていたということが、目撃者全員ではありませんがあった

ということです。

それから8点目は、目撃者は大量の新聞報道などに接していた。事件後即、似顔絵・モニター・ジュ写真が作成され公表されています。似顔絵も3～4種類あるらしいですが、非常に色白のいい男だったということだそうですが、そういう写真が公開されています。それから逮捕後、平沢さんに犯人に似た服装をさせて、これを写真に撮って新聞に公開するという、こんなこともされています。平沢さんが犯人だという新聞などの論調は途中からそうなったのですが、社会的にそういう状況になっていったということです。

(2) 逮捕直後の面通し

1948年8月24日付『読売新聞』には、目撃者11人ぐらいに面通ししたという記事が出ています（見出し「上野駅頭に群衆二万人 —5対6で帝銀容疑者薄らぐ」）。実はこの時目撃者がどう供述したかは調書が残っていないので、新聞記事でしか残っていません。面通しの結果、「違う」が6名、「似ている」が5名ということで、犯人だと言っている人は誰もいなかったんですね。似ているというのと、「この人だ」と断定するのは全然違いますからね、実際には。11名の中で誰も犯人だと言う人がいなかった、そういう状況だったと。

(3) 検察官取調

それが9月18日以降ガラッと変わってくるんです。例えば吉田武次郎さんっていうのは（事件があった）帝国銀行椎名町支店の支店長代理をやって、犯人といろいろ話をしたっていう人ですが、平沢さん逮捕直後は「ちょっと違う」と言うのですが、9月18日以降は「九分通り似ている」と変わってくるわけです。実はこの前に（平沢さんが事件前に起こした）ちょっとした詐欺事件があったという報道がされていたということもありますね。「違う」「似ている」と平沢さん逮捕直後に言っていた目撃者たちが、「本当にそっくりといたいほど犯人に似ている」とか「ほとんど同一人であると思われる」「犯人とそっくりで、あまりにもよく似ているところから動悸がして今でも止まらないほど」こういうことを言い始めるんです。なぜこんなに供述が変わったのかというのが後に紹介する実験の一つの問題でした。実はそういうことがあったのですが、判決においては、その辺の検証が全くされていません。「〇〇証人はこう述べた、つまり『九分通り似ていた』と述べた」、「△△証人は『動悸がするほど似ている』と述べた」と判決は（目撃者の証言を検証することがないままに）そのまま書いているだけです。そこで、人間の記憶過程としては極めて不自然なために、逮捕直後から検察官聴取、公判に至る過程において平沢氏を犯人と断定するに至る変遷の理由があるのではないかと考えました。

3. 鑑定書—実験的検証

(1) 心理学的な鑑定

具体的な実験を行って、その実証結果に基づいて鑑定意見書を作成した話をします。ただ今お話ししたような目撃証言の問題点を一般論として書いても日本の裁判ではなかなか通用しないですね。それで具体的な事例を出そうということで実験をしました。先ほどもお話ししましたように、平沢さんの面通しの手続きが非常に杜撰^{ずさん}に行われていたということがありましたので、その杜撰な面通し手続きを問題にしようということで、とりわけ目撃者の「同一銀行内での情報交換」や「報道に接していた」という問題点に注目した実験を今日紹介します。こういう他者の意見や全体の風潮にあわせるというのが、みなさまお馴染みの同調反応といって、心理学では実験的に証明されている現象です。この同調反応が、帝銀事件の目撃証言でも起こるのかという点を主要な関心事とすることとしました。これまでの心理学研究のなかでは、目撃証言において同調反応によって目撃証言が特定されるという実験がなかったので、私たちが行いました。

実験の流れは極めて簡単です (p.165-8 枚目)。まず「目撃場面」を人工的に創ります。そのあと写真を用いた「識別場面」が次に続き、再度「再認定」といって、写真を見せてまた選んでもらうという「再識別場面」を行います。写真を見て選ぶ場面が二段階あるわけです。目撃場面は大学の講義で行いました。そのあと4か月経過したところで、これ後で詳しく述べますが、同調反応が起きそうな場面として「1対1の識別場面」を作り出しました。その一週間後に「再識別場面」を行いました。この三段階からなっている実験を行いました。

もう少し詳しくお話しします。大学で講義している際に、大学院生が修士論文を書く調査をしてくださいと言って教室に入ってきます。これは心理学ではよくやる手続きなんですね。それで用紙を配って、回答の方法を説明します。説明の後、教室からいったん去っていきます。これが5分間ぐらいの時間です。それで4か月経ったときに、あの時あのようなことがあったが、その人物を覚えているかどうかということを教えてほしいということで、一人ずつ実験室に呼び出します。見てもらう写真人物として、12名分の写真を用意しました。1名につき正面の写真と右斜め上から撮った写真を2枚用意しました。全部で24枚の写真を見せました。この24枚の中から、大学生に4か月前に教室に来た人物はどれかと選んでもらうという実験方法です。12名の内訳は、説明に来た大学院生（ターゲット）とよく顔が似ている人物が4名、ターゲットと類似性があまりない中性的なものが4名、ターゲットと似ていない人物が4名、この12名の写真を用意しました。これは、元々の類似性が高いか低いかで（目撃証言は）影響を受けるかどうかという観点も採り入れたということです。

この4か月後の実験は状況としてはこんな形で行いました (p.166-2 枚目)。左側に「サクラ」を座らせる。同調実験というのは「サクラ」を使うんですね。実験手続としては、写真をこれから見せます。そこで、ターゲットの大学院生と比べて写真の人物がどれだけ似ているかを0点から100点まで、10点刻みで言ってほしいというそういう課題なんですね。100点というのはもう「この人です!」ということです。0点というのは絶対違うということです。そういうふうに言ってくださいという実験を4か月後にやるわけです。サクラにはあらかじめ指定した人に対して100点だと言ってくださいと伝えます。報告する得点を書いてある用紙を渡して、そのとおりに報告してもらう。右側に座る人は、そんなことは知らないで、実験に参加している実験参加者です。スクリーン上に写真を映し出されたら、まずサクラを指名して、サクラは一人目「30点」と言うんです。はい次の人と言って右側の参加者は「20点」と言う。「はいじゃあ2枚目です」と見せて、サクラが「80点」と言う。そうすると右側の参加者は「50点です」と答える。「はい、じゃあ3枚目です」と見せると、サクラが「100点です」と言う。参加者は「70点かな…」とこう答える。実はこれはでたらめに今言っているわけではなくて、実はそういうことをやるとですね、後でデータをお見せします。このような実験を目撃した時点から4か月後に行ったのです。要するに、サクラはこちらの指示通りに答えているので、自分では全然判断していないわけです。誘導係みたいなものなのです。

顔がよく似ている方に高い得点を与える条件だけではなく、顔が似ていない方にも高い得点を与える条件も加えました。これについては今日は、大枠としてあまり気に留めなくてもよろしいかと思います。大事なことは、この写真の中に当該の大学院生の顔写真は入っていないんです。見せる写真は、全部違う人なんです。当たりがない条件なんです。でもサクラには100点と言わせるんです。

さらに一週間後、今度はサクラがいない状態で写真を見せて、それでこの中にいますかというのを問うのです。これが実験方法です。

それで結果です。まずこれは実際にターゲットに似ている人を見せた「類似顔誘導条件」の表です (p.166-4 枚目)。■はこれはサクラが言った得点です。100点というのがありますね。▲(グラフ上で色が薄いもの、以降同じ) は実際の実験参加者が似ていると答えた平均の得点です。◆はサクラがいない場での実験参加者の得点でこれは無視していただいて構わないです。

次の表は (p.166-5 枚目) ターゲットに似ていない非類似顔に対する得点です。注目点は■(サクラが言った得点) のグラフの上下です。■の上下と▲(実験参加者) のグラフの上下、■と▲の得点そのものではなく、グラフの上下の傾向を見ていただきたいです。得点自体は考えません。先ほどの例のとおり、サクラが「80点」と言ったとき、実験参加者は「40点」と答えています。サクラが「20点」と言うと実験参加者は「10点」と答え、なかなか(実験参加者の)得点が上にいかないという特徴がありましたが、同じような上下の動きだという、そういう傾

向がはっきりしているということが分かりました。この点だけに注目していただければよろしいです。これは、サクラが述べた類似度が高くても低くても、実験参加者の高低の変化がかなり一致しているという感触を得ました。

この図は (p.166-7 枚目) 数量的な変化で回帰曲線を描いたものです。図にある $r = 0.93$ というのは相関係数といわれているもので、これは非常に高い得点で、私たち心理学者が日常的にこのように高い数値を見ることはまずなかったですね。類似顔誘導条件の相関係数が 0.93 とか、非類似顔誘導条件については 0.69 です (p.166-8 枚目)。 $r = 0.3$ や 0.4 以上になると非常に高い相関があるというのが心理学的に常識です。ですから、これらの得点は驚くほど高い相関値を示しているのです。

次に直後の同調率 (p.167-1 枚目) のグラフです。よく似ている方に高い得点を与えると、やはり高い得点を回答するということです。この図では全体の形だけを見てください。これと一週間後の実験での同調率 (p.167-2 枚目) のグラフは若干は違いますが、直後の図と形がよく似ていることが分かるんです。ちょっとは違いますが、双方のグラフの「類似顔」と「非類似顔」の形を見ていただければ、非常によく似ているということが分かります。つまり同調の場合はその場で「向こう (サクラ) が高く言ったので私も高く言いました」というわけではなくて、一週間後はサクラがいませんから、自分の記憶だけが影響する状況の中でどこまで判断が維持されているかが観点です。類似顔条件、非類似顔条件のいずれにおいても同じような傾向がみられたというのが実験結果です。

(2) 本実験から言えること

ターゲットになっている大学院生と顔が似ているか似ていないかということと無関係に、サクラが高い得点を出すと高い得点をどうしても言ってしまうし、それが維持される。類似性が、顔があまり似ていない人物でもサクラが高い得点を与えると、実験参加者は同じように高い得点を与え、サクラが低い得点を与えらるともちろん低い得点を与えらると。高くなると高くなるし、低くなると低くなるということですね。得点自体には差がありますが、この傾向が非常に強く表れたということです。これはつまり何かというと、サクラが言う得点…さきほどちょっと指摘し忘れましたが、サクラの言う得点の実験参加者に聞こえるような状態にしているんですね。衝立が真ん中にあるだけです。同じ部屋の中において、サクラの言う得点が聞こえるような状況で必ず実験参加者はサクラの答えを聞いた後で答えるというそういう状況を創り出しています。そこでサクラの答えを聞いてしまうと自分の回答がそれに引きずられていくということが実験結果からはっきりしたわけです。サクラの得点を聞いてしまうと、その得点に影響されて、高く言えば高く言うし、向こうが低く言えば自分も得点をちょっと下げるし、ということを一緒に行っていた。もう一つ重要なのは、一週間後に、今度はサクラがいない状態で同じよ

うに写真を見せて、自分だけの記憶に基づいて答えてもいいという場面。そういう場面になっても実は一週間前にサクラと一緒にやっていた傾向がそのまま維持されるというのが実験の結果だったんです。ですから、類似顔に誘導されると類似顔に高い得点。非類似顔に誘導されると同様に非類似顔に高い得点を与えていた。一週間後もこうした同調の効果が維持されていた。先ほどお見せした棒グラフ（p.167-2 枚目）で似たような傾向になっていますから、同調の効果は記憶され、維持されていたということです。これが私共が行った実験の結果ということです。

4. 結論

この実験は目撃時点から4か月後の再認時（識別時）という条件にしました。帝銀事件は、面通しが8か月後ということで、4か月は短いじゃないか、帝銀事件の事件の状況を反映していないのでは、という疑問は当然あるかと思えます。これは実験者側の都合ということもあるのですが、大事なことは、実際の事件よりも私たちの実験の条件の方が、記憶の維持にとって有利な条件であったということです。帝銀事件と比べ、こんなにも記憶にとって時間的に有利な条件の中であっても、同調ということは起こってくるということです。4か月でもちゃんと同調が起きている。それでは、帝銀事件の8か月の経過というのはどういうことなんですか、と申し上げたい。8か月だったらもっと同調ということが起きるのではないですか、と。しかも、今回の実験の中では、帝銀事件のように、他のいろんな要因、例えば新聞記事を読むとかなどは一切ないですし、目撃者同志がお互いに意見交換をするということも全くないわけですね。この状況からみれば、この実験に参加してくれた人たちは、帝銀事件の目撃者たちよりもずっと良好条件というか、いい条件で実験に参加してくれたということになりますが、ここでも同調ということが起きて、さらにその効果が一週間経過したサクラがない場面でも維持されていた、これが実験の結果となるわけです。この結論として、他者の反応に同調してしまいそれが維持されることが言えるわけです。したがって目撃者の目撃した人物の顔の記憶が影響したというよりも、他者の反応に同調してしまい、その同調によって変形された記憶が作られ、さらにその顔の記憶が維持されると、こう解釈できるのではないかと、というのが実験の結果です。

同調反応はどうして起こるかということについてはよく分かりません。正直な話、心理学ではいまだ決着がついていません。ですが、いわゆる「情報効果」といわれている他者や社会全体の反応傾向を目撃者が知ることが、目撃証言に非常に大きな働きをもっているということが言えます。帝銀事件の取調では、複数の目撃者による平沢さん一人だけの単独面通し、それに

「平沢犯人説」へ傾斜していったマスコミからの情報。これは先ほどちらっと言いましたが、(平沢さんが以前起こした)詐欺事件のことが明らかになって以降、マスコミ自体が平沢犯人説へ傾くということがありました。こういうことが影響したのではないか。帝銀事件の目撃証言は、記憶の問題というよりも、社会的な影響があったということのように考えられます。

(1) 鑑定結論

鑑定結論としては、次のようなことを書きました。

まず帝銀事件判決は、記憶の汚染に全く無関心であるということ。目撃からの時間経過に伴う記憶の劣化、汚染に全く顧慮していないという批判です。

次に識別の手続きの問題。これは、他の目撃者とともに取調室で取り調べ中の被告人を見て識別させたことは、目撃者の同調反応を冗長させる不適切な手続きであり、識別したと結論することに疑義が残る。平沢さんを自らの記憶のみに基づいて識別したとは言えないということです。

そして本件目撃証言の評価です。本件の目撃証言は、記憶の汚染および識別手続き自体に伴う変遷が生じた可能性を排除できない。手続き上の問題があるということですね。したがって、目撃者による識別の結果について、重大な疑義があるということを鑑定意見書の結論といたしました。

質疑応答

〔問1〕 結論のところでは記憶の汚染への配慮ということがありましたが、一般生活をしている中で記憶の汚染ということは普通に起きることなのでしょうか。対策があれば教えてください。

〔原〕 汚染の対策は私が聞きたいぐらいですが（笑）、記憶は本当に脆いものです。もちろん通常の生活の中で、私たちが一般に持っている記憶「あの時あんなことがあったよな」とか「こういう所に行ったよな」ということについて、そんなに忘れていないこともたくさんありますよということも当然あるかと思いますが。ただし、そのレベルでいうと「あそこで何を食べたっけ」という話になったときに「あの時食べたのはラーメンだよ」「いやカレーだよ」ということになります。しかし実はそういうディテールのことは違っていても日常生活場面ではそれほど問題にはならないんですね。一緒に行ったということぐらいは分かっている、そのぐらいのことは記憶には残っている。ただカレーなのかラーメンなのかは分からないし、お互いに検証しようがない。しかし、実は捜査において求められる「記憶」や「思い出してほしいこと」というのは、そのディテールを非常に細かく探っていくことなんです。人の顔というのは正直ここ（帝銀事件）で多くの目撃者が「似ている」と答えるんです。ですが「似ている」というレベルではたくさんいる可能性があるんです。「この人だ」ということでなくては、本来の意味で同一性の識別にならないと思うんですが、そういう反応が極めて…まあ「九分九厘似ている」とか、先ほどちょっと紹介したように「動悸がするほど会ったら似ている」とかこういう話で、「この人に間違いがない」ということも言っていますが、それはずいぶんと後に出てきた発言ですけど、「この人に間違いがない」細かい（根拠という）のはなかなか私たちの日常生活では必要ないんです。（ですので記憶の汚染に対する対策というのは）大枠として私たちは記憶というものをとらえていけば、大体覚えているよなということでもよろしいかと思います。そして大事なことですが、その記憶を皆様方はあまり疑わない方がいいです。記憶を疑い始めると生きていけなくなりますから（笑）。ただまかり間違っただけでこういう事件なんか巻き込まれて…というのはおかしいですが、なったときには、そういうことを疑い始めるような信じられないようなことが起きてしまうことを事細かに「これは右の足から入ったのか、左の足から入ったのか」みたいなことを聞かれるわけですね。捜査の中で。本当にそれに近いことを聞かれる。そんなこと分かるわけじゃないんですかっていうことだけど、調書にそういうことが出てきて…あの、ちょっと不謹慎なことを申しますと、痴漢事件において右手で触られましたか、左手で触られましたか、

さらに右手の、左手の中指側がなんとかとか言うんですね。このことはそうだったかも知れませんが、私の友人の研究者が実験をやりました。女性だけで、そうした女性による痴漢場面を創って。被害者役も女性です。するとほとんど分からないんですよ。お尻などを触られて、触れたのはどっち側の手だったとか、指がどれだったとか分からないんです。でも、警察の取り調べの中にそういう話が出てくるんです。というようなレベルの記憶の問題ですので、どうぞそんなことは（日常生活では）覚えておく必要がありませんから（自分の記憶を）疑わない方がいいと思います。

〔問2〕目撃証言は取調官が主導してしまうという問題点を改めて感じ、ぜひ捜査を変えてほしいと思ったのですが、裁判官の姿勢がそれを悪化させているように思います。帝銀事件当時は第二次世界大戦前の影響もあり、もっと酷かったと思いますが、その後も裁判官・検察官・捜査関係者がタッグを組んで、疑わしいとされる人や弁護人を追い詰めるような構造があり、裁判官が捜査をあまり疑わない問題が続いていると思われまます。原先生のお話をもっと裁判官、裁判所に知ってほしいと思っておりますが、原先生がこれまで取り組まれたことを教えただけだと幸いです。

〔原〕裁判官や裁判所も日本でも少しずつ変化してきていると思います。例えば単独面通しという写真一枚だけで識別させることは問題ですよということは段々と浸透してきているかとは思いますが、それでも最初にお話ししたように「二重盲検法」や写真の統一や識別前の教示といったことは全くやっていません。それが大事だということもなかなか理解がされません。先月も公判で証言してきましたが、識別の手続きについてなかなか日本では理解され、制度化されることは難しいのが現状のように思います。「法と心理学会」というわたくしどもの学会でガイドラインも出しましたが、それも民間のガイドラインです。なかなか法的なものにならないというのがありますが、これからそういうことも提案して、少しでも間違いが起きない形を目指すというのが今のところの希望的な観測です。

〔追記〕

本稿は、2023年3月4日（土）に対面・オンラインのハイブリッド方式で開催された帝銀事件発生75年講演会「帝銀事件第二十次再審請求の進捗状況について」の書き起こしに加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

明治大学平和教育登戸研究所資料館 2023.3.4

帝銀事件発生75年関連イベント講演会「第20次帝銀事件再審請求の進捗状況について」

帝銀事件目撃証言に関する心理学実験について

駿河台大学名誉教授 原 聰

本日の報告の枠組み

- 1 目撃証言の危険性
心理学における目撃証言
留意点
- 2 帝銀事件における目撃証言の問題
捜査過程を中心に
- 3 鑑定書 - 実験的検証 同調実験
- 4 鑑定における結論

1 目撃証言の危険性

刑事裁判における目撃証言
➡ 直接証拠として重要な位置づけ

「あなたが見た人物を指さしてください」
「あの人です」と言って被告人を指さす

これで被告人の有罪は無罪は決定的になることが多い

*** 被告人の有罪・無罪を決定づける非常に重い証拠の一つ**

問題: 目撃証言は信用できるのか

【イノセンス・プロジェクト】の事実
「目撃証言とDNA鑑定」 アメリカの事例(The Innocence Project)
DNA鑑定が導入される以前に有罪判決がくだされ、刑務所に収監されている囚人が、無実を訴えたとき、犯人のもと確定できるDNA鑑定試料が存在する場合には、鑑定を実施する。
(2004年にイノセンス・プロジェクト法制定)

375人 (1989年から2023.2. 21現在)が犯人ではありえなかった

約 70% が目撃証言の誤り

* 犯罪において、犯人のもと確定でき、DNA鑑定が実施できる物的証拠が残されているケースは3%から5%程度。そうすると、推定で6000人ほどが無実の罪で服役していることとなる。

イノセンス・プロジェクトの事実が示すことは何か

裁判において目撃証言は被告人の有罪・無罪を決定する重要な証拠であると考えられているが
きわめてもろい証拠であり、汚染されやすく、にわかに信用できる証拠ではない。

なぜか？

- ①人間の記憶に基づいているからだ
- ②対人的なコミュニケーションに基づいているからだ (取調べ場面)

➡ ここに心理学が関与できる

心理学からの勧告

イギリス 1980年代 内務省
実務規範 コードD

アメリカ 1998年、2020年 アメリカ心理学会
心理と法部会 勧告

我が国 2005年 目撃供述・識別手続に関するガイドライン 法と心理学会

共通した勧告事項

1. 二重盲検法による実施
捜査を担当する捜査官から独立した捜査官により識別を実施する。
⇒ 意識的・無意識的な誘導を避ける
2. 識別前の教示
これからお見せする人物の中には目撃した人物がいるかもしれませんが、いないかもしれません。
⇒ どれかを選ぶ圧力を低減させる

3. 被疑者に類似した人物、写真の背景や人物の大きさなどの物理的特性の統一。
⇒ 被疑者の身が目立つことがない
提示された素材に起因する選択を避ける
4. ラインナップを用いる
一人の被疑者に対して無実であることが明白になっている数名の人物の中から選択させる。人数はまちまち。
⇒ 単独面通しの排除(実務で多用)
⇒ 反復識別の禁止
5. 全過程のビデオ記録化
⇒ 事後的な検証可能性

2 帝銀事件における目撃証言の問題

帝銀事件の目撃者の特徴

① 大量の目撃者

帝国銀行椎名町支店	5名(含む巡查)
安田銀行荏原支店	21名
三菱銀行中井支店	17名
安田銀行板橋支店	4名
その他	1名
合計	48名

- ②目撃時から識別までの時間が長い
8か月から10か月経過している
- ③事件直後から大量の写真を見せられて犯人捜しを行っていた
最大で8万枚もの写真を見せられた
- ④平沢氏逮捕後に単独面通しを受けた
- ⑤単独面通しを反復して受けた
- ⑥複数の目撃者が同時に取調室で平沢氏の単独面通しを行った
- ⑦目撃者間で情報交換を行っていた
- ⑧大量の新聞報道などに接していた
事件後(似顔絵・モンタージュ写真など)、逮捕後(写真、平沢犯人説などの記事、社会的な論調)

逮捕直後の面通し

1948年8月24日の読売新聞
上野駅頭に群衆二万人—5対6で帝銀容疑者薄らぐ」

「興奮のさなかへ毒殺魔と面接した安田銀行高田馬場支店長戸谷桂蔵、三菱銀行中井支店大久保忠孝氏が出頭首実験が行われた。その結果一名は“違う”と断言、一名は“似ている”と断言、午後二時頃(略)生存被害者吉田、田中、阿久沢の三氏、ほかに三菱中井、安田荏原各支店の目撃者六名が待機、三時まず阿久沢さんをトップに一人ずつ首実験が始まった。(略)“面通し”(首実験)終り、生存被害者三名と目撃者二名は“違う”と断定、残り四名は“似ている”と回答。結局午前、午後十一人の目撃者の“面通し”で“違う”-六名、“似ている”-五名ということになった。」

検察官取調べ

9月18日以降
吉田武次郎 ちょっと違う
⇒9分通り似ている

「違う」「似ている」としていた目撃者も、ほとんどが「本当にそっくりといたいほど犯人に似ている」「ほとんど同一人であると思われる」「犯人とそっくりで、余りにもよく似ているところから動悸がして今でも止まらないほど」など
逮捕直後から、1か月ほど後の変遷はなぜか？

逮捕直後から検察官聴取、公判証言における変遷に着目した。

判決においては、警察、検察において繰り返された取調べ・識別の供述調書、公判廷における証言をただなぞるだけであり、こうした最終的な証言に至る過程について考慮せず信用性を認めている。

人間の記憶過程としては極めて不自然

逮捕直後から検察官聴取、公判に至る過程において、平沢氏を犯人と断定するに理由があるのではないか

3 鑑定書—実験的検証

心理学的な鑑定

先に指摘した問題を、単に意見として述べることにとどまらず、実証的に明らかにすることが求められている。

一般論を展開することは可能だが、特殊事件における目撃証言の信用性について判断できる事実を獲得する

いわゆる同調反応

面通し手続きの実態

- 検察官取調べを行う取調べ室内で、取調の最中、直前などに、一人でではなく、他の目撃者数名と一緒に識別させている。
- 同一銀行内の情報交換
(犯人について語り合った、他の目撃者が被告人は犯人と同じだと言っていた)
- 報道に接していた
新聞記事を読み、似顔絵、写真などに接する
- * 他者(大多数)の意見に沿う方向で、自分の意見を変更する(合わせる) ⇒ 同調反応

同調実験概要

実験の流れ



目撃場面

大学の講義中に卒論の調査に協力してほしいと学生が来て説明し教室を去る。(5分間)



4ヶ月後

説明に来た学生の再認実験

12名分24枚のスライドから学生の写真を選ぶ。
ターゲットなし。

- 12名
 - ターゲットと類似した人物 4名
 - ターゲットと類似性が不明 4名
 - ターゲットと似ていない人物 4名

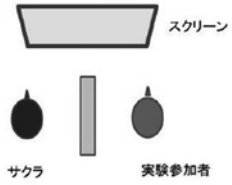
類似顔誘導条件 ターゲットと類似した顔に高得点

非類似顔誘導条件 ターゲットと類似していない顔に高得点

サクラと実験参加者

サクラ 実験者があらかじめ決めておいた類似度得点を口頭報告する。

事前の自信度報告「自信あります」



サクラの口頭報告得点

高い類似顔に高い得点を与える条件

⇒類似顔誘導条件

低い類似顔に高い得点を与える条件

⇒非類似顔誘導条件

ターゲットの写真は含まれない

さらに1週間後

再度 サクラなしで類似度評定をさせた。

12名の正面顔のみ

同調場面なしの再認のみ 統制条件

同調率：誘導条件から統制条件数値を減算

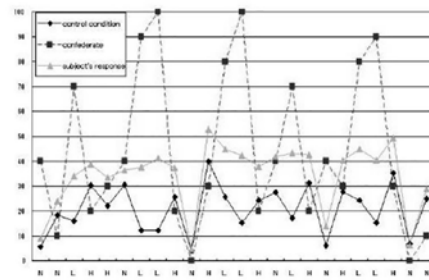


図1 類似顔誘導条件における類似度判断

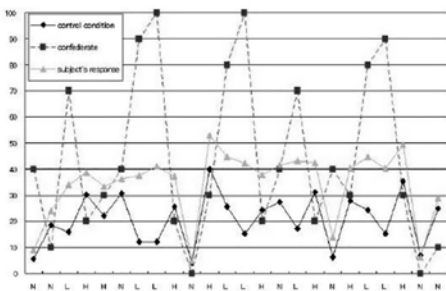


図2 非類似顔誘導条件における類似度

これらの図から言えること

サクラの報告する類似度(赤線)、これに呼応して被験者の類似度(青色)が上下している。



サクラ 高い類似度 低い類似度
被験者 類似度を上げる 類似度を下げる

被験者の得点の高さではなく、高低の変化に呼応しているかを見ている

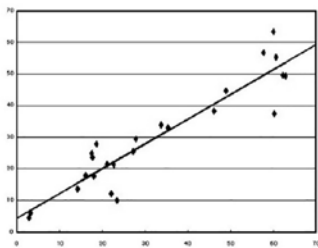


図3 高類似顔誘導における回帰

$Y = 0.89x + 3.9$ $r = 0.93$

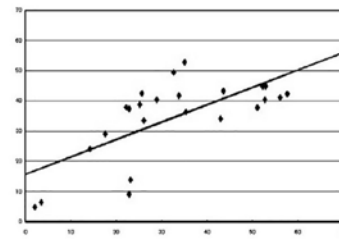
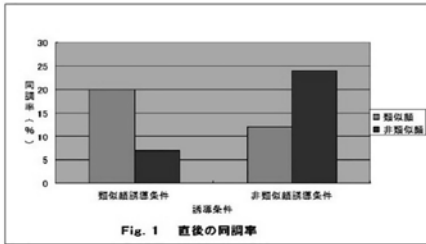


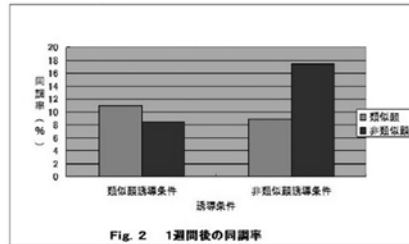
図4 低類似顔誘導における回帰

$Y = 0.97x + 15.6$ $r = 0.69$

直後の同調率



1週間後の同調率



本実験結果から言えること

誘導方向に対して高い同調を示した
 類似顔(高類似)に誘導されると類似顔に高い得点
 非類似顔(低類似)に誘導されると同様に高い得点
 1週間後も同調の効果は維持されていた。
 同調の効果は記憶された

結論

目撃時点から4か月後の再認時(識別時)
 ⇒他者の反応に同調してしまう
 識別において、目撃した人物の顔の記憶ではなく、他者の反応に同調し、さらにその同調により変形された記憶は維持される。

同調反応はどうして起こるか

心理学的にはまだ結論は出ていないが
 情報効果(他者や社会全体の反応傾向を知ること)
 取調べ場面での複数人による単独面通し
 マスコミからの情報(平沢犯人説への傾斜)
 これらが識別結果の変遷を引き起こし、その識別結果が公判まで維持されたのではないか

4 鑑定結論

<記憶の汚染に無関心>
 目撃からの時間経過に伴う記憶の劣化、汚染に顧慮していない
 <識別手続き>
 他の目撃者とともに、取調室で、取調中の被告人を見て識別させたことは、目撃者の同調反応を冗長させる不適切な手続きであり、識別したと結論することに疑義が残る。
 <本件目撃証言の評価>
 記憶の汚染、および、識別手続き自体に伴う変遷が生じた可能性を排除できない。したがって、目撃者による識別の結果について、重大な疑義がある。